

第37回
法人会全国大会
(岩手大会)

令和3年10月7日(木)

【オンライン開催】

岩手会場：ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング
東京会場：全法連会館



主催 公益財団法人 全国法人会総連合

主管 一般社団法人 岩手県法人会連合会

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

次 第

《第1部》 記念講演（14：00～15：00）

[演題] 「ユーザーイン経営」

[講師] アイリスオーヤマ株式会社

代表取締役会長 大山健太郎 氏

《第2部》 式 典（15：20～16：30）

- （1）開会の辞
- （2）国歌斉唱
- （3）来賓紹介
- （4）主催者挨拶
- （5）来賓祝辞
- （6）表彰受彰会紹介
- （7）税制改正提言の報告
- （8）青年部会による租税教育活動の報告
- （9）大会宣言
- （10）閉会の辞

ごあいさつ

公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三



本年度の全国大会は、新型コロナウイルスの全国的な感染状況を鑑み、急遽、オンラインでの開催に変更致しました。昨年度は感染拡大を受け開催ができず、今回は直前の開催方法の変更により、全国各地から役員・会員をお迎えすべく準備を進めていただいた岩手県法人会連合会の皆様には、大変なご心労があったことと思います。そのような中で、無事開催に至りましたご尽力に対し、心よりの感謝を申し上げる次第です。

この全国大会は、法人会の「税制改正に関する提言」の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会会員が一堂に会し、交流と研さんを通じて、より一層連携を深めることを目的に、年に1回各地で開催してまいりました。今回はオンライン開催のため、一堂に会することは叶いませんが、ライブ配信という初めての試みを今後の事業活動にも活かしてまいりたいと考えております。

ご承知の通り、私たち法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、税制に関する建設的な提言や子供達への租税教育など、「税」を中心とした公益的な幅広い活動を全国的に展開しています。

さて、わが国経済は新型コロナウイルス感染症により、未曾有の危機的事態に陥りました。しかし、ワクチンの接種も相当進んできており、流行の収束も見込まれつつあります。今後の企業収益も、「ポストコロナ」を見据えた具体的な戦略が求められます。また、国家的課題である財政健全化は困難を極めています。国債で賄った莫大なコロナ対策費の償還財源について、多くの先進国では大枠の返済計画を示し始めていますが、わが国ではその道筋は示されておりません。さらに、先進国でも最速のスピードで進む少子高齢化に加え、人口減少という極めて深刻な構造問題も抱えていることから、将来世代に負担を先送りせず、現世代で解決するよう具体的な方策を策定することが急務です。

法人会では、こうした点を踏まえ、このたび「税制改正に関する提言」を取りまとめたところであり、その趣旨が理解され、提言が実現されることを強く期待しています。

どうか、今後とも皆様方の力強いご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人 岩手県法人会連合会
会長 高 橋 真 裕



第37回法人会全国大会は、新型コロナウイルスの感染状況を鑑みオンライン開催となりました。本大会の開催に際しましてご指導を頂きました全法連、国税ご当局、そして2年にわたり準備を頂きました大会実行委員の皆様にはこの場をお借りして心より御礼申し上げます。

岩手県は東北地方の北東部に位置し、北海道に次ぐ面積を有した、海と山の雄大な自然に恵まれた地域です。国宝「中尊寺金色堂」を含む世界遺産「平泉」、大津波に耐え奇跡的に残った高田松原の奇跡の一本松、NHKの朝ドラ「あまちゃん」で全国区になった三陸鉄道、景色自慢、泉質自慢の温泉など観光資源も豊富です。

また、世界三大漁場の一つである三陸沖は漁獲種の多い優良な漁場として有名で、豊かな海の幸をもたらしています。気候や地形など地域の風土を活用した畜産も盛んで、ブロイラーやブランド和牛「前沢牛」は知名度が高く、小岩井農場でつくるチーズやバターなどの乳製品も高く評価されています。

メイン会場の盛岡市は石川啄木や宮沢賢治が青春を過ごした街で、城跡や町屋などが古き良き時代をしのばせ、過去と現代が交差する街角や緑と川のせせらぎが、訪れる人を優しく迎えます。

新型コロナウイルスの感染状況が落ち着きましたら、ぜひとも岩手県にお立ち寄りいただき、多彩な魅力を存分に味わい満喫していただければ幸いです。

結びにあたり、東日本大震災時には全国の法人会並びに会員の皆様から多大なご支援を頂いたことにあらためて感謝を申し上げますとともに、法人会ならびに会員企業のますますのご発展とご参会の皆様のご健勝を祈念申し上げご挨拶いたします。

記念講演

◇演題 「ユーザーイン経営」

◇講師プロフィール

アイリスオーヤマ株式会社

代表取締役会長

おお やま けん た ろう
大 山 健 太 郎 氏



略歴：1945年生まれ

19歳で家業を継承、大山ブロー工業所（現アイリスオーヤマ）代表者に就任。

グループ国内工場15カ所。アメリカ（1992年）、中国（1996年）、オランダ（1998年）などに現地法人を設立し、現地生産、現地販売で事業を展開。

地方から世界で展開するグローバル企業に成長させ、現在に至る。

著書：「メーカーベンダーのマーケティング戦略」ダイヤモンド社

「ホームソリューション・マネジメント」ダイヤモンド社

「ピンチはビッグチャンス」ダイヤモンド社

「経営教室～ロングセラーが会社をダメにする～」日経BP

「アイリスオーヤマの経営理念～私の履歴書～」日本経済新聞出版社

「いかなる時代環境でも利益を出す仕組み」日経BP

表彰受彰会名簿

●令和元年度会員増強表彰

1. その年度において顕著な成果を挙げた県連に対する表彰

(1) 最優秀賞 (対前年50社以上)

岩手県法人会連合会 (313社)

沖縄県法人会連合会 (95社)

熊本県法人会連合会 (75社)

(2) 優秀賞 (対前年20社以上)

佐賀県法人会連合会 (26社)

(3) 努力賞 (対前年1社以上)

該当なし

2. 高加入率を長期間維持している県連に対する表彰

(1) 優秀賞 (加入率50%以上を3年間継続して維持)

長野県法人会連合会 (58.2%、57.8%、57.7%)

静岡県法人会連合会 (54.5%、54.3%、53.9%)

石川県法人会連合会 (50.5%、50.7%、50.5%)

福井県法人会連合会 (61.0%、59.8%、58.6%)

広島県法人会連合会 (51.7%、51.4%、50.7%)

愛媛県法人会連合会 (52.6%、52.3%、51.2%)

徳島県法人会連合会 (50.6%、51.0%、50.6%)

3. その年度において顕著な成果を挙げた単位会に対する表彰

(1) 特別最優秀賞 (対前年60社以上)

盛岡(岩手) 106社

熊本(熊本) 63社

福山(広島) 65社

福岡西部(福岡) 61社

(2) 最優秀賞 (対前年20社以上)

那覇(沖縄) 48社

胆江(岩手) 30社

花北(岩手) 39社

大分(大分) 30社

西大寺(岡山) 37社

気仙地区(岩手) 28社

徳山周南 (山口)	27社
釜石地区 (岩手)	26社
金 沢 (石 川)	26社
松 任 (石 川)	26社
一関地区 (岩手)	23社
札幌東 (北海道)	22社
苫小牧地方 (北海道)	21社

二 戸 (岩 手)	21社
佐 賀 (佐 賀)	21社
杉 並 (東 京)	20社
東 金 (千 葉)	20社
宮 古 (岩 手)	20社
久 慈 (岩 手)	20社
沖縄北部 (沖縄)	20社

(3) 優 秀 賞 (対前年5社以上)

岡山西 (岡 山)	19社
会津若松 (福島)	14社
岡山東 (岡 山)	13社
浦 和 (埼 玉)	12社
札幌北 (北海道)	12社
直 方 (福 岡)	12社
府 中 (広 島)	11社
宇和島 (愛 媛)	11社
沖縄宮古 (沖縄)	11社
千葉東 (千 葉)	10社
福 島 (福 島)	10社
豊 田 (愛 知)	10社
伊予西条 (愛媛)	10社
新居浜 (愛 媛)	10社
阿 南 (徳 島)	10社
菊 池 (熊 本)	10社
沖縄中部 (沖縄)	10社
熱海伊東 (静岡)	9社
八代地方 (熊本)	9社
苓 岐 (長 崎)	8社

米 沢 (山 形)	7社
清 水 (静 岡)	7社
広島西 (広 島)	7社
玉 野 (岡 山)	7社
脇 町 (徳 島)	7社
奄美大島 (鹿児島)	7社
平 塚 (神奈川)	6社
余市地方 (北海道)	6社
須賀川 (福 島)	6社
八 戸 (青 森)	6社
藤 枝 (静 岡)	6社
磐 田 (静 岡)	6社
益 田 (島 根)	6社
丸 亀 (香 川)	6社
今 治 (愛 媛)	6社
伊万里有田 (佐賀)	6社
旭川中 (北海道)	5社
東広島 (広 島)	5社
大洲喜多 (愛媛)	5社
北那覇 (沖 縄)	5社

(4) 努 力 賞 (対前年1社以上)

藤 岡 (群 馬)	3社
若 松 (福 岡)	3社
武 雄 (佐 賀)	3社
宇 土 (熊 本)	3社
玉 名 (熊 本)	3社

鹿屋肝属 (鹿児島)	3社
保土ヶ谷 (神奈川)	2社
糸魚川 (新 潟)	2社
村 上 (新 潟)	2社
刈 谷 (愛 知)	2社

掛川(静岡)	2社	上十三(青森)	1社
坂井(福井)	2社	むつ(青森)	1社
長門(山口)	2社	浜松東(静岡)	1社
真庭(岡山)	2社	柳井(山口)	1社
鳥栖(佐賀)	2社	萩(山口)	1社
山鹿(熊本)	2社	倉吉(鳥取)	1社
横須賀(神奈川)	1社	雲南(島根)	1社
佐野(栃木)	1社	阿蘇(熊本)	1社
信濃中野(長野)	1社	豊後大野(大分)	1社
札幌南(北海道)	1社	北薩(鹿児島)	1社
会津喜多方(福島)	1社	種子屋久(鹿児島)	1社
黒石(青森)	1社	八重山(沖縄)	1社

4. 純増を長期間維持している単位会に対する表彰

(1) 対前年1社以上の純増を3年間継続して維持

保土ヶ谷(神奈川)	柳井(山口)
東金(千葉)	長門(山口)
藤岡(群馬)	萩(山口)
村上(新潟)	岡山東(岡山)
札幌北(北海道)	西大寺(岡山)
盛岡(岩手)	真庭(岡山)
気仙地区(岩手)	倉吉(鳥取)
久慈(岩手)	益田(島根)
福島(福島)	新居浜(愛媛)
会津喜多方(福島)	大洲喜多(愛媛)
黒石(青森)	阿南(徳島)
むつ(青森)	福岡西部(福岡)
八戸(青森)	直方(福岡)
米沢(山形)	武雄(佐賀)
豊田(愛知)	玉名(熊本)
清水(静岡)	菊池(熊本)
熱海伊東(静岡)	那覇(沖縄)
浜松東(静岡)	北那覇(沖縄)
松任(石川)	沖縄北部(沖縄)
広島西(広島)	沖縄宮古(沖縄)
福山(広島)	八重山(沖縄)

(2) 特別表彰（5年ごとの節目には特別表彰を実施）

東 金	(千 葉)	萩	(山 口)
村 上	(新 潟)	西大寺	(岡 山)
熱海伊東	(静 岡)	大洲喜多	(愛 媛)
浜松東	(静 岡)	玉 名	(熊 本)

●令和元年度研修参加率向上表彰受彰県連

1. その年度において顕著な成果を挙げた県連に対する表彰

(1) 優秀賞（研修参加率200%以上）

該当なし

(2) 努力賞（研修参加率160%以上）

愛媛県法人会連合会 （160.3%）

2. 高研修参加率を長期間維持している県連に対する表彰

(1) 優秀賞（参加率200%以上を3年間維持）

該当なし

(2) 努力賞（参加率160%以上を3年間維持）

愛媛県法人会連合会 （164.2%、161.1%、160.3%）

3. その年度において税法税務の研修参加率が高い単位会に対する表彰

(1) 優秀賞（税法税務研修参加率120%以上）

佐世保	(長 崎)	177.2%	庄 原	(広 島)	137.5%
横浜中	(神奈川)	167.0%	伊予西条	(愛 媛)	125.0%
村 上	(新 潟)	162.0%	小 林	(宮 崎)	123.1%
仙台北	(宮 城)	162.0%	熱海伊東	(静 岡)	121.8%
四 谷	(東 京)	148.6%	中 野	(東 京)	121.6%
山 鹿	(熊 本)	146.1%	目 黒	(東 京)	121.5%
高田白木	(広 島)	146.0%	壱 岐	(長 崎)	120.1%
滝川地方	(北海道)	142.5%	本 庄	(埼 玉)	118.2%
平 戸	(長 崎)	142.3%	栗 原	(宮 城)	116.4%
阿 蘇	(熊 本)	139.3%	倉 敷	(岡 山)	113.5%

大洲喜多（愛媛）	112.9%	諫早大村（長崎）	103.4%
八幡浜（愛媛）	112.7%	鯉沢（山梨）	103.2%
名古屋中（愛知）	111.7%	新宿（東京）	102.4%
三次（広島）	110.3%	深川地方（北海道）	102.3%
魚津（富山）	110.1%	神田（東京）	101.7%
柳井（山口）	109.3%	山口（山口）	101.1%
向島（東京）	104.5%	長崎（長崎）	100.7%
市川（千葉）	104.3%	新城（愛知）	100.4%

※受彰会が40会（全単位会数の1割程度）に満たない場合には、税法税務に関する研修参加率上位40会（ただし参加率100%以上）までを表彰とする。

●令和元年度福利厚生制度推進表彰受彰県連一覧

1. その年度において顕著な成果を挙げた県連に対する表彰

（1）大同生命取扱分（1年間の累積収入保険料 対前年101%以上）

愛媛県法人会連合会（104.6%）	鳥取県法人会連合会（101.4%）
鹿児島県法人会連合会（102.9%）	山梨県法人会連合会（101.3%）
長崎県法人会連合会（101.8%）	

（2）AIG損保取扱分（1年間の累積収入保険料 対前年110%以上）

高知県法人会連合会（166.6%）	山梨県法人会連合会（114.5%）
秋田県法人会連合会（136.7%）	鹿児島県法人会連合会（114.1%）
岩手県法人会連合会（122.4%）	愛媛県法人会連合会（114.0%）
香川県法人会連合会（120.9%）	千葉県法人会連合会（113.7%）
徳島県法人会連合会（120.3%）	北海道法人会連合会（113.5%）
青森県法人会連合会（120.0%）	三重県法人会連合会（113.4%）
宮崎県法人会連合会（118.6%）	愛知県法人会連合会（113.0%）
山形県法人会連合会（118.1%）	栃木県法人会連合会（112.9%）
茨城県法人会連合会（117.9%）	長野県法人会連合会（112.8%）
広島県法人会連合会（117.0%）	福島県法人会連合会（112.6%）
島根県法人会連合会（116.4%）	山口県法人会連合会（112.2%）
鳥取県法人会連合会（114.9%）	埼玉県法人会連合会（111.5%）
岡山県法人会連合会（114.7%）	神奈川県法人会連合会（110.8%）

沖縄県法人会連合会 (110.1%)	福井県法人会連合会 (110.0%)
大分県法人会連合会 (110.0%)	

(3) アフラック取扱分 (1年間の累積収入保険料 対前年101%以上)

宮城県法人会連合会 (103.4%)	島根県法人会連合会 (102.0%)
佐賀県法人会連合会 (103.1%)	静岡県法人会連合会 (101.5%)
秋田県法人会連合会 (102.4%)	山口県法人会連合会 (101.5%)

2. 高成績を長期間維持している県連に対する表彰

(1年間の累積収入保険料が、対前年100%以上を3年間継続して維持)

東京法人会連合会	(103.0% 100.5% 100.2%)
神奈川県法人会連合会	(103.4% 102.0% 102.0%)
千葉県法人会連合会	(103.8% 102.4% 102.1%)
山梨県法人会連合会	(102.8% 103.4% 102.6%)
埼玉県法人会連合会	(104.8% 101.0% 100.7%)
茨城県法人会連合会	(101.8% 102.3% 102.6%)
長野県法人会連合会	(101.6% 101.2% 100.3%)
北海道法人会連合会	(103.2% 102.6% 102.4%)
岩手県法人会連合会	(102.9% 103.2% 100.1%)
秋田県法人会連合会	(102.4% 101.3% 102.4%)
青森県法人会連合会	(102.4% 103.9% 100.7%)
山形県法人会連合会	(102.8% 102.0% 100.0%)
愛知県法人会連合会	(103.5% 102.2% 101.3%)
三重県法人会連合会	(103.5% 102.6% 100.3%)
岐阜県法人会連合会	(104.0% 102.5% 101.3%)
石川県法人会連合会	(104.8% 101.8% 100.3%)
広島県法人会連合会	(102.7% 102.7% 102.0%)
山口県法人会連合会	(102.3% 102.5% 100.3%)
岡山県法人会連合会	(103.5% 103.8% 103.4%)
鳥取県法人会連合会	(104.2% 106.8% 103.2%)
島根県法人会連合会	(102.6% 100.6% 101.2%)
愛媛県法人会連合会	(103.1% 103.8% 105.5%)
徳島県法人会連合会	(104.4% 104.7% 102.8%)
高知県法人会連合会	(104.5% 101.3% 106.6%)

福岡県法人会連合会 (105.5% 103.5% 101.2%)
 佐賀県法人会連合会 (105.3% 101.6% 102.0%)
 長崎県法人会連合会 (103.5% 101.0% 102.3%)
 熊本県法人会連合会 (104.9% 101.4% 102.1%)
 大分県法人会連合会 (104.9% 102.9% 101.6%)
 鹿児島県法人会連合会 (104.1% 104.2% 102.7%)
 宮崎県法人会連合会 (102.0% 103.7% 103.5%)
 沖縄県法人会連合会 (107.7% 103.0% 101.7%)

3. その年度において大型総合保障制度の役員加入率が高い県連に対する表彰 (加入率70%以上)

高知県法人会連合会 (83.9 %)	福井県法人会連合会 (73.6 %)
佐賀県法人会連合会 (82.3 %)	熊本県法人会連合会 (72.4 %)
三重県法人会連合会 (79.3 %)	宮崎県法人会連合会 (72.4 %)
福岡県法人会連合会 (76.7 %)	福島県法人会連合会 (71.6 %)
鹿児島県法人会連合会 (76.4 %)	鳥取県法人会連合会 (71.0 %)
山口県法人会連合会 (75.4 %)	大分県法人会連合会 (70.7 %)
長崎県法人会連合会 (75.2 %)	埼玉県法人会連合会 (70.0 %)
広島県法人会連合会 (74.6 %)	岐阜県法人会連合会 (70.0 %)

4. その年度において顕著な成果を挙げた単位会に対する表彰 (1年間の累積収入保険料 対前年103%以上)

大洲喜多 (愛 媛) 132.3%	山鹿 (熊 本) 109.7%
広島西南 (広 島) 123.2%	江差地方 (北 海 道) 109.5%
八雲地方 (北 海 道) 113.2%	高田白木 (広 島) 109.2%
黒石 (青 森) 113.2%	玉島 (岡 山) 109.2%
島原 (長 崎) 111.8%	土浦 (茨 城) 109.1%
北薩 (鹿 児 島) 111.3%	久慈 (岩 手) 108.6%
高知 (高 知) 111.3%	島田 (静 岡) 108.6%
曾於 (鹿 児 島) 111.3%	竹田 (大 分) 108.4%
吾妻 (群 馬) 111.2%	沖縄宮古 (沖 縄) 108.4%
沖縄北部 (沖 縄) 110.5%	竜ヶ崎 (茨 城) 108.1%
臼杵津久見 (大 分) 110.4%	深川地方 (北 海 道) 108.0%
熱海伊東 (静 岡) 109.8%	伊野 (高 知) 107.8%

鳴門 (徳島) 107.8%
 岩見沢地方(北海道) 107.7%
 飛騨 (岐阜) 107.2%
 指宿 (鹿児島) 107.0%
 伊賀 (三重) 106.6%
 横浜中 (神奈川県) 106.6%
 松山 (愛媛) 106.6%
 石見大田 (島根) 106.6%
 小豆島 (香川) 106.5%
 上十三 (青森) 106.5%
 苫小牧地方(北海道) 106.4%
 旭川東 (北海道) 106.1%
 岡山東 (岡山) 106.1%
 南会津 (福島) 106.0%
 栗原 (宮城) 106.0%
 脇町 (徳島) 105.9%
 柏崎 (新潟) 105.9%
 能代 (秋田) 105.8%
 会津喜多方(福島) 105.8%
 大館 (秋田) 105.8%
 米沢 (山形) 105.7%
 松戸 (千葉) 105.7%
 川薩 (鹿児島) 105.7%
 気仙地区 (岩手) 105.6%
 宇土 (熊本) 105.6%
 磐田 (静岡) 105.6%
 平戸 (長崎) 105.6%
 江戸川北 (東京) 105.6%
 目黒 (東京) 105.6%
 瀬戸旭 (愛知) 105.5%
 千葉西 (千葉) 105.4%
 二戸 (岩手) 105.4%
 武蔵府中 (東京) 105.4%
 米子 (鳥取) 105.3%
 佐賀 (佐賀) 105.1%

町田 (東京) 105.0%
 札幌東 (北海道) 105.0%
 大森 (東京) 105.0%
 札幌北 (北海道) 105.0%
 小田原 (神奈川) 105.0%
 東金 (千葉) 104.9%
 筑紫 (福岡) 104.9%
 新居浜 (愛媛) 104.8%
 宮崎 (宮崎) 104.8%
 川崎北 (神奈川) 104.8%
 大崎 (宮城) 104.8%
 山口 (山口) 104.7%
 津山 (岡山) 104.6%
 伊豆下田 (静岡) 104.6%
 鹿児島 (鹿児島) 104.6%
 長門 (山口) 104.6%
 光・熊毛郡(山口) 104.5%
 村山 (山形) 104.4%
 伊予西条 (愛媛) 104.4%
 阿波麻植 (徳島) 104.4%
 川崎南 (神奈川) 104.3%
 行橋 (福岡) 104.3%
 府中 (広島) 104.3%
 鹿行 (茨城) 104.3%
 保土ヶ谷 (神奈川) 104.3%
 山梨 (山梨) 104.2%
 本荘 (秋田) 104.2%
 鈴鹿 (三重) 104.1%
 都城 (宮崎) 104.0%
 久留米 (福岡) 104.0%
 高梁 (岡山) 104.0%
 成田 (千葉) 104.0%
 呉 (広島) 103.9%
 八幡浜 (愛媛) 103.9%
 東毛 (群馬) 103.9%

佐伯 (大 分) 103.9%
防府 (山 口) 103.8%
宮崎県北 (宮 崎) 103.8%
秋田北 (秋 田) 103.8%
福山 (広 島) 103.8%
大垣 (岐 阜) 103.8%
佐世保 (長 崎) 103.8%
札幌南 (北 海 道) 103.8%
村上 (新 潟) 103.7%
岡山西 (岡 山) 103.6%
浦和 (埼 玉) 103.6%
丸亀 (香 川) 103.6%
福岡西部 (福 岡) 103.6%
秋田南 (秋 田) 103.5%
大川三潨 (福 岡) 103.4%
大和 (神 奈 川) 103.4%
倉吉 (鳥 取) 103.4%

奄美大島 (鹿 児 島) 103.3%
壱岐 (長 崎) 103.3%
宇和島 (愛 媛) 103.3%
三原 (広 島) 103.3%
千葉南 (千 葉) 103.3%
七尾 (石 川) 103.2%
越谷 (埼 玉) 103.2%
帯広地方 (北 海 道) 103.2%
木更津 (千 葉) 103.1%
福岡中部 (福 岡) 103.1%
柏 (千 葉) 103.1%
鯉沢 (山 梨) 103.1%
清水 (静 岡) 103.1%
東広島 (広 島) 103.1%
小松 (石 川) 103.1%
横須賀 (神 奈 川) 103.0%
多治見 (岐 阜) 103.0%

●令和2年度会員増強表彰該当会

1. その年度において顕著な成果を挙げた県連に対する表彰

(1) 最優秀賞 (対前年50社以上)

該当なし

(2) 優秀賞 (対前年20社以上)

該当なし

(3) 努力賞 (対前年1社以上)

佐賀県法人会連合会 (16社)

2. 高加入率を長期間維持している県連に対する表彰

(1) 優秀賞 (加入率50%以上を3年間継続して維持)

長野県法人会連合会 (57.8%、57.7%、56.6%)

静岡県法人会連合会 (54.3%、53.9%、52.8%)

福井県法人会連合会 (59.8%、58.6%、56.4%)

愛媛県法人会連合会 (52.3%、51.2%、50.8%)

徳島県法人会連合会 (51.0%、50.6%、50.5%)

3. その年度において顕著な成果を挙げた単位会に対する表彰

(1) 特別最優秀賞 (対前年60社以上)

福山(広島) 81社

(2) 最優秀賞 (対前年20社以上)

対馬(長崎) 52社 松任(石川) 31社

佐賀(佐賀) 32社 八戸(青森) 25社

(3) 優秀賞 (対前年5社以上)

諫早大村(長崎) 18社 沖縄宮古(沖縄) 7社

杉並(東京) 10社 清水(静岡) 6社

江戸川南(東京) 10社 阿南(徳島) 6社

新居浜(愛媛) 10社 高田(新潟) 5社

掛川(静岡) 9社 益田(島根) 5社

西大寺(岡山) 9社 唐津(佐賀) 5社

留萌地方(北海道) 7社 八重山(沖縄) 5社

(4) 努 力 賞 (対前年1社以上)

黒 石 (青 森)	4社	玉 名 (熊 本)	2社
豊 田 (愛 知)	4社	南 薩 (鹿児島)	2社
熱海伊東 (静岡)	4社	江差地方 (北海道)	1社
鹿屋肝属 (鹿児島)	4社	久 慈 (岩 手)	1社
木 曾 (長 野)	3社	会津喜多方 (福島)	1社
福 島 (福 島)	3社	本 荘 (秋 田)	1社
今 治 (愛 媛)	3社	柳 井 (山 口)	1社
宇 土 (熊 本)	3社	萩 (山 口)	1社
沖縄北部 (沖縄)	3社	鳥 栖 (佐 賀)	1社
倉 吉 (鳥 取)	2社	武 雄 (佐 賀)	1社
大洲喜多 (愛媛)	2社	阿 蘇 (熊 本)	1社

4. 純増を長期間維持している単位会に対する表彰

(1) 対前年1社以上の純増を3年間継続して維持

杉 並 (東 京)	西大寺 (岡 山)
久 慈 (岩 手)	倉 吉 (鳥 取)
福 島 (福 島)	益 田 (島 根)
会津喜多方 (福島)	今 治 (愛 媛)
黒 石 (青 森)	新居浜 (愛 媛)
八 戸 (青 森)	大洲喜多 (愛 媛)
豊 田 (愛 知)	阿 南 (徳 島)
清 水 (静 岡)	佐 賀 (佐 賀)
熱海伊東 (静岡)	武 雄 (佐 賀)
松 任 (石 川)	玉 名 (熊 本)
福 山 (広 島)	沖縄北部 (沖 縄)
柳 井 (山 口)	沖縄宮古 (沖 縄)
萩 (山 口)	八重山 (沖 縄)

(2) 特別表彰 (5年ごとの節目には特別表彰を実施)

豊 田 (愛 知)	倉 吉 (鳥 取)
清 水 (静 岡)	新居浜 (愛 媛)

●令和2年度研修参加率向上表彰受彰県連

1. その年度において顕著な成果を挙げた県連に対する表彰

(1) 優秀賞（研修参加率200%以上）

該当なし

(2) 努力賞（研修参加率160%以上）

該当なし

2. 高研修参加率を長期間維持している県連に対する表彰

(1) 優秀賞（参加率200%以上を3年間維持）

該当なし

(2) 努力賞（参加率160%以上を3年間維持）

該当なし

3. その年度において税法税務の研修参加率が高い単位会に対する表彰

(1) 優秀賞（税法税務研修参加率120%以上）

千葉南	(千葉)	163.7%	沖縄宮古	(沖縄)	120.2%
武雄	(佐賀)	155.4%	糸魚川	(新潟)	104.6%
栗原	(宮城)	133.2%	長井	(山形)	100.0%

※受彰会が40会（全単位会数の1割程度）に満たない場合には、税法税務に関する研修参加率上位40会（ただし参加率100%以上）までを表彰とする。

●令和2年度福利厚生制度推進表彰受彰県連一覧

1. その年度において顕著な成果を挙げた県連に対する表彰

(1) 大同生命取扱分（1年間の累積収入保険料 対前年101%以上）

該当なし

(2) AIG損保取扱分（1年間の累積収入保険料 対前年110%以上）

香川県法人会連合会(117.1%)

三重県法人会連合会(116.8%)

岡山県法人会連合会(116. 2%)	大分県法人会連合会(111. 0%)
徳島県法人会連合会(113. 6%)	広島県法人会連合会(110. 7%)
島根県法人会連合会(113. 5%)	青森県法人会連合会(110. 7%)
茨城県法人会連合会(112. 4%)	栃木県法人会連合会(110. 5%)
愛媛県法人会連合会(111. 6%)	山口県法人会連合会(110. 1%)

(3) **アフラック取扱分** (1年間の累積収入保険料 対前年101%以上)

高知県法人会連合会(102. 4%)	静岡県法人会連合会(102. 3%)
----------------------	----------------------

2. **高成績を長期間維持している県連に対する表彰**

(1年間の累積収入保険料が、対前年100%以上を3年間継続して維持)

千葉県法人会連合会(102. 4% 102. 1% 100. 2%)
茨城県法人会連合会(102. 3% 102. 6% 101. 2%)
岩手県法人会連合会(103. 2% 100. 1% 100. 6%)
秋田県法人会連合会(101. 3% 102. 4% 101. 2%)
青森県法人会連合会(103. 9% 100. 7% 100. 3%)
三重県法人会連合会(102. 6% 100. 3% 100. 1%)
山口県法人会連合会(102. 5% 100. 3% 100. 1%)
岡山県法人会連合会(103. 8% 103. 4% 102. 5%)
愛媛県法人会連合会(103. 8% 105. 5% 101. 8%)
高知県法人会連合会(101. 3% 106. 6% 100. 1%)
福岡県法人会連合会(103. 5% 101. 2% 100. 0%)
大分県法人会連合会(102. 9% 101. 6% 101. 6%)
宮崎県法人会連合会(103. 7% 103. 5% 100. 1%)

3. **その年度において大型総合保障制度の役員加入率が高い県連に対する表彰**
(加入率70%以上)

高知県法人会連合会 (83. 8 %)	山口県法人会連合会 (72. 6 %)
佐賀県法人会連合会 (82. 3 %)	福井県法人会連合会 (72. 4 %)
三重県法人会連合会 (78. 3 %)	熊本県法人会連合会 (71. 9 %)
鹿児島県法人会連合会(77. 4 %)	福島県法人会連合会 (71. 8 %)
広島県法人会連合会 (76. 4 %)	大分県法人会連合会 (70. 6 %)
福岡県法人会連合会 (75. 4 %)	富山県法人会連合会 (70. 3 %)
長崎県法人会連合会 (74. 1 %)	宮城県法人会連合会 (70. 1 %)

4. その年度において顕著な成果を挙げた単位会に対する表彰

(1年間の累積収入保険料 対前年103%以上)

留萌地方 (北海道)	123.3%	宇土 (熊本)	104.5%
高梁 (岡山)	115.3%	十日町 (新潟)	104.4%
臼杵津久見 (大分)	113.1%	土浦 (茨城)	104.4%
須崎 (高知)	111.5%	岩見沢地方(北海道)	104.3%
山口 (山口)	110.6%	光・熊毛郡(山口)	104.3%
上十三 (青森)	108.9%	宇部 (山口)	104.3%
江差地方 (北海道)	108.3%	脇町 (徳島)	104.3%
真庭 (岡山)	108.1%	大田原 (栃木)	104.3%
柳井 (山口)	107.0%	津山 (岡山)	104.2%
豊後大野 (大分)	106.8%	宮古 (岩手)	104.2%
輪島 (石川)	106.2%	横手 (秋田)	104.2%
苫小牧地方 (北海道)	106.0%	宇佐高田 (大分)	104.2%
紋別地方 (北海道)	105.9%	西大寺 (岡山)	104.1%
沖縄宮古 (沖縄)	105.7%	田川 (福岡)	104.1%
秋田北 (秋田)	105.7%	佐伯 (大分)	103.8%
二戸 (岩手)	105.6%	倉吉 (鳥取)	103.7%
三原 (広島)	105.5%	福山 (広島)	103.7%
久慈 (岩手)	105.4%	八幡浜 (愛媛)	103.7%
雲南 (島根)	105.4%	藤枝 (静岡)	103.4%
釜石地区 (岩手)	105.3%	佐野 (栃木)	103.4%
高田白木 (広島)	105.3%	武蔵府中 (東京)	103.3%
長井 (山形)	105.1%	瀬戸 (岡山)	103.2%
南薩 (鹿児島)	105.1%	浦河地方 (北海道)	103.2%
十勝池田地方(北海道)	105.0%	菊池 (熊本)	103.2%
玉名 (熊本)	104.6%	花北 (岩手)	103.1%
隠岐 (島根)	104.6%	日南串間 (宮崎)	103.1%
青梅 (東京)	104.5%	信濃中野 (長野)	103.0%
岡山東 (岡山)	104.5%	平戸 (長崎)	103.0%
大洲喜多 (愛媛)	104.5%	奄美大島 (鹿児島)	103.0%

令和4年度税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。
- ・我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

1. 財政健全化に向けて

- ・2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。
- (1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な

影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・ 社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。
 - ・ 社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。
 - ・ 次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
 - (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
 - (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
 - (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
 - (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
 - (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

・地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

・政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきである。

1. 新型コロナウイルスへの対応

・中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、

非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4. 消費税への対応

- ・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税收確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

- (2) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (3) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

- ・ 今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。
 - ・ 地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
 - (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
 - (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治

体で広く導入すべきである。

- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

- ・政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
 - (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 欠損金繰戻還付の特例の適用期限延長

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。
 - (3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。
制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。
2. 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

令和4年度税制改正スローガン

- ・ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- ・適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！
- ・コロナの影響はまだ残る。
深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
- ・中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

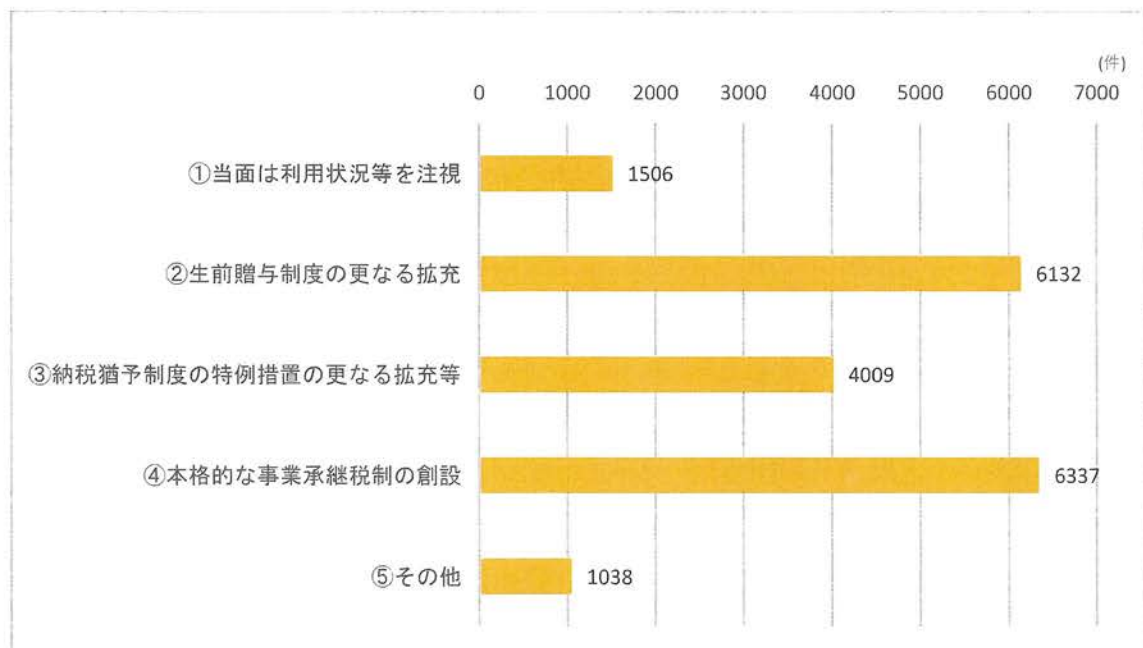
令和4年度税制改正に関するアンケート

(有効回答総数：12,709名)

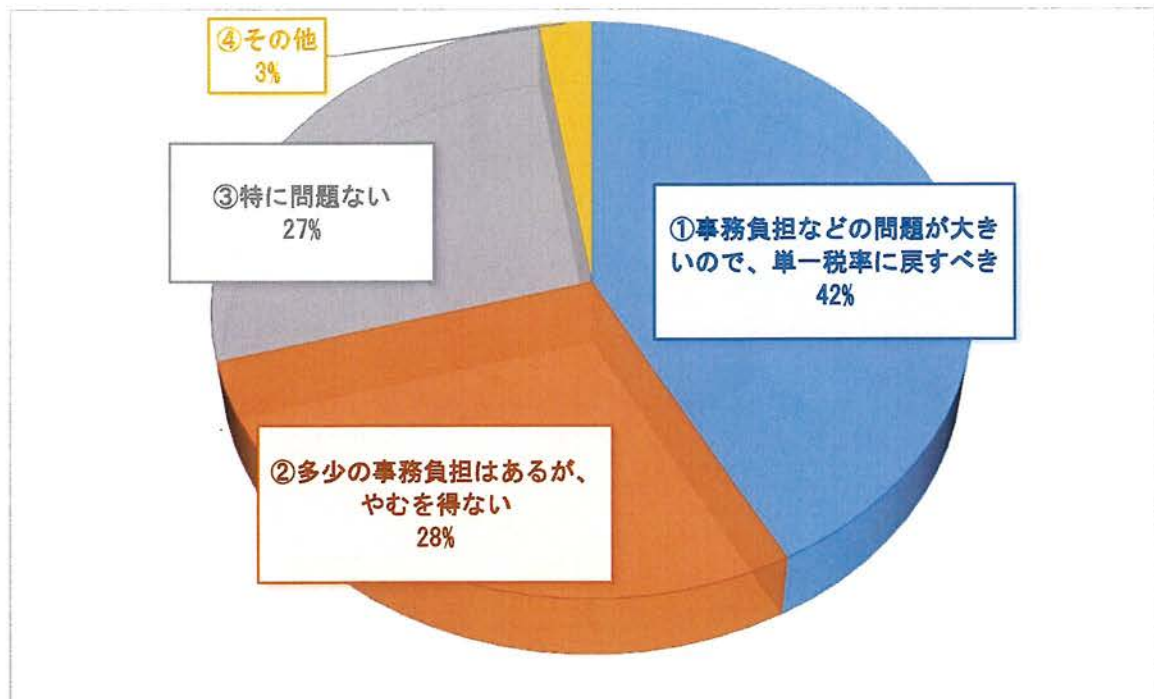
Q1 中小企業向けの税制で特に重視すべき点について、2つ以内で選んで下さい。



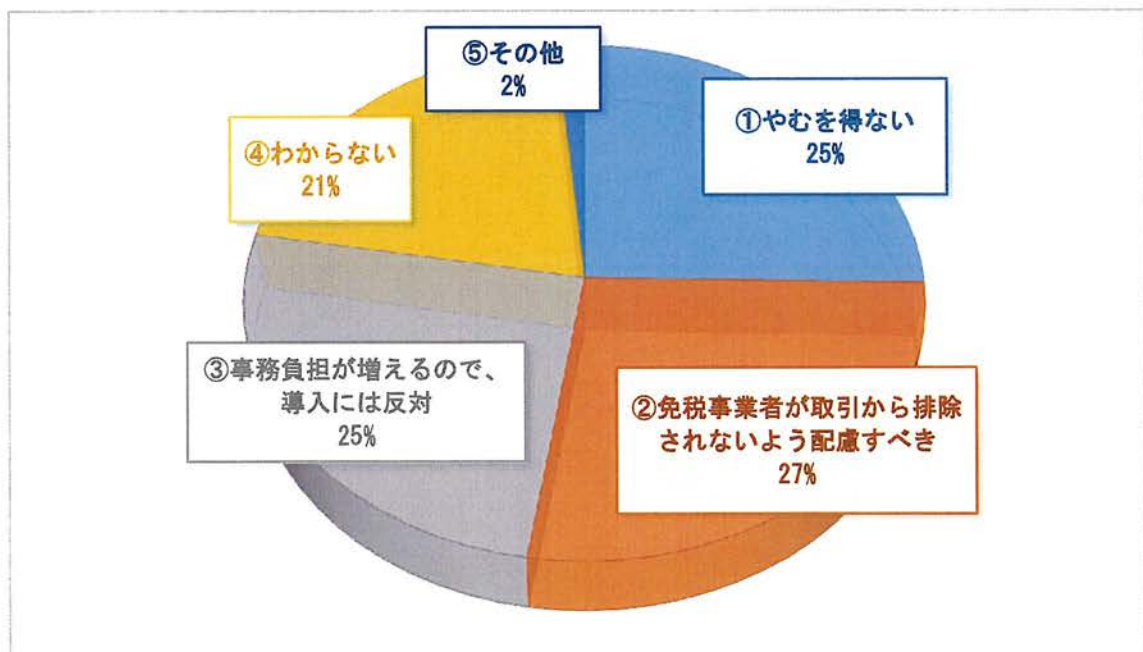
Q2 事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。



Q3 消費税の軽減税率制度についてどう考えますか。



Q4 令和5年10月1日以降は、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。このことについて、どう考えますか。



大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

わが国経済は新型コロナウイルス感染症により、未曾有の危機的事態に陥った。来年度には流行の収束も見込まれ、企業収益をはじめとして経済社会も回復傾向にあることから、「ポストコロナ」を見据えた具体的な戦略が求められている。

国家的課題である財政健全化は困難を極めている。国債で賄った莫大なコロナ対策費の償還財源について、多くの先進国では大枠の返済計画を示し始めている。わが国は先進国で最速スピードの少子高齢化に加え、人口減少という極めて深刻な構造問題も抱えている。将来世代に負担を先送りせず、現世代で解決するよう具体的な方策を早急に策定することが重要である。

中小企業は、長期にわたるコロナ禍の影響を受け、限界に達している。実効性のある対策により、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。さらに、地域経済と雇用の担い手である中小企業が存在感を示すことのできるような税制の確立も不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和3年10月7日

全国法人会総連合 全国大会

名 簿

ご 来 賓（招 待 者）

〈官 公 庁〉

国 税 庁 長 官	大 鹿 行 宏 様
同 課 税 部 長	星 屋 和 彦 様
同 法 人 課 税 課 長	北 村 厚 様
仙 台 国 税 局 長	武 田 一 彦 様
同 課 税 第 二 部 長	比 田 勝 隆 博 様
同 課 税 第 二 部 次 長	畠 山 順 一 郎 様
盛 岡 税 務 署 長	高 野 橋 勇 一 様
岩 手 県 知 事	達 増 拓 也 様
盛 岡 市 長	谷 藤 裕 明 様

〈友 誼 団 体〉

東北税理士会岩手県支部連合会会長	和 田 孝 仁 様
岩手県青色申告会連合会会長	金 子 英 輝 様
岩手県納税貯蓄組合連合会会長	吉 田 秀 男 様
岩手県間税会連合会会長	佐 藤 實 様
岩手県酒造組合会長	松 岡 俊 太 郎 様
岩手県小売酒販組合連合会会長	遠 藤 正 志 様
岩手県商工会議所連合会会長	谷 村 邦 久 様
岩手県商工会連合会会長	高 橋 富 一 様

〈厚生事業協力会社〉

大同生命保険株式会社	
代表取締役社長	北 原 睦 朗 様
A I G損害保険株式会社	
代表取締役社長兼 C E O	ケネス・ライリー 様
アフラック生命保険株式会社	
代表取締役社長	古 出 眞 敏 様

全 法 連 役 員

(敬称略)

会 長	小林 栄三 (東 京)	理 事	高橋 利充 (東 京)
筆頭副会長	野坂 文雄 (広 島)	同	南山 幸弘 (同)
副 会 長	飯野 光彦 (東 京)	同	加藤 和夫 (同)
同	松本 光史 (同)	同	村野 康司 (同)
同	石崎 明 (神奈川)	同	高野 孫左エ門 (山 梨)
同	池田 一義 (埼 玉)	同	中澤 実 (埼 玉)
同	加藤 欽也 (北海道)	同	黒本 淳之介 (栃 木)
同	菅原 裕典 (宮 城)	同	神澤 陸雄 (長 野)
同	安藤 隆司 (愛 知)	同	永塚 重松 (新 潟)
同	北村 哲志 (石 川)	同	宇賀 太郎 (北海道)
同	宮脇 範次 (香 川)	同	田中 善一 (宮 城)
同	竹島 和幸 (福 岡)	同	唐橋 幸市郎 (福 島)
同	竹下 英 (熊 本)	同	林 均 (青 森)
専務理事	松崎 也寸志	同	鈴木 吉徳 (山 形)
常任理事	青柳 晴久 (東 京)	同	林 謙治 (愛 知)
同	梶川 修司 (神奈川)	同	村瀬 幸雄 (岐 阜)
同	花島 恭一 (千 葉)	同	小前田 彰 (石 川)
同	寺門 一義 (茨 城)	同	武内 繁和 (富 山)
同	齋藤 一雄 (群 馬)	同	伊藤 學人 (広 島)
同	川島 崇則 (北海道)	同	古田 賢造 (山 口)
同	高橋 真裕 (岩 手)	同	村江 清志 (鳥 取)
同	藤井 明 (秋 田)	同	野々村 健造 (島 根)
同	中西 勝則 (静 岡)	同	大久保 健二 (香 川)
同	宮崎 由至 (三 重)	同	大塚 岩男 (愛 媛)
同	吉岡 正盛 (福 井)	同	角 裕和 (高 知)
同	松田 久 (岡 山)	同	大迫 益男 (福 岡)
同	岡田 好史 (徳 島)	同	陣内 芳博 (佐 賀)
同	森 拓二郎 (長 崎)	同	山下 和貴 (熊 本)
同	後藤 健治 (宮 崎)	同	矢野 利幸 (大 分)
同	上間 優 (沖 縄)	同	福田 光一 (鹿児島)
理 事	松崎 宗仁 (東 京)	同	佐藤 知樹 (青年部会)
同	齊藤 政二 (同)	同	酒井 喜代子 (女性部会)
同	金山 宏 (同)	監 事	佐藤 一也 (東 京)
		同	黄金井 康巳 (神奈川)
		同	大橋 弘明



法人会キャラクター
「けんた」